



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、ほ場整備後の換地処分を行う前段階の重要な測量業務であることから、業務にあたっては、全体事業計画や換地計画に基づき行う必要があり、土地改良事業制度に精通した技術力と、特殊かつ専門的な知識を必要とするものであるため、本業務に関する経験豊富な業者との随意契約とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第2号

「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」に該当